

👉気をつけて

2022. 5

トラブル注意報!!

～災害後の住宅修理トラブル～

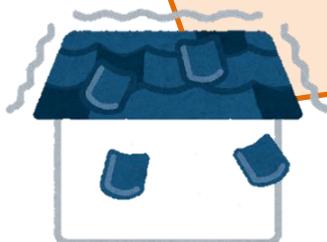
トラブル注意

「すぐに修理できる」

「保険を使って修理できる」

災害に便乗した悪質業者に要注意!

住宅修理の契約は慎重に!!



事 例

- ①地震で屋根瓦に被害があった。翌日「近所で工事している。すぐに直せる。」と言って業者が来訪。地震の被害が続いて瓦業者は忙しく、すぐに直せるというのは怪しい。他の家も回っているようだ。
- ②「地震で壊れた箇所があるか調査する。」と言って業者が訪問してきた。何をするのか聞くと「壊れていることがわからない人がいる。壊れた部分を調査報告し、おりた保険金の一部を手数料としていただく。」と説明を受けた。業者に加入している保険会社を聞かれ教えてしまった。

消費生活センターには不審な訪問業者に関する情報が寄せられています。地震、台風など大きな災害の後には特に注意が必要です。

「保険」を口実にした勧誘トラブル！日本損害保険協会でも注意喚起！

保険金の請求は手数料なしで行うことができます！

ご加入の損害保険会社、損害保険代理店にまず相談！

トラブルにあわないためには



- 知らない業者を安易に敷地内に入れない
- 契約をせかす業者とは契約しない
- 住宅修理等が必要な場合でも、慌てず、複数の業者から見積もりをとり、説明をよく聞いたうえで慎重に比較検討
- 「〇〇工事一式」という見積もりではなく、詳細な見積もりを求める
- 訪問販売で契約した場合、クーリング・オフ（8日以内は無条件で契約解除）が可能
- 早めに消費生活センターに相談

《お問合せ・ご相談は》

伊達市消費生活センター（伊達市役所1階）

☎ 024-574-2233